

意 見 書（医師記入）

尾山台みどり保育園 様

園児名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

学校保健安全法により、下記の感染症は出席停止になります。主治医から登園許可が出るまで、療養されますようお願いいたします。この療養は、お子様に十分休養を与え早く病気を治すことと、他の園児への感染を防ぐことを目的としています。なお、登園の際には、再診して医師が該当疾患に☑をし、意見書を記入後、職員まで提出してください。

	麻しん（はしか）※1	解熱した後、3日を経過するまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が、か皮化するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師において感染の恐れがないと認めるまで
	咽頭結膜炎（プール熱）※1	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	流行性角結膜炎	医師において感染の恐れがないと認めるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	腸管出血性大腸菌 （0157 026 0111 等）	医師において感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	医師において感染の恐れがないと認めるまで
	侵襲性髄膜炎菌感染症	医師において感染の恐れがないと認めるまで

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 _____ 月 _____ 日から登園可能と判断します。

年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____

※1 必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出して下さい。